〃	〃	十二億円	百一円二十五銭	
〃	第四十一回	百億円	百円九十九銭	
〃	〃	五十億円	百一円十四銭	
〃	〃	十億円	百一円二十五銭	
〃	第四十二回	五十億円	百円六十五銭	
〃	〃	十二億円	百円七十銭	
〃	第四十六回	五億円	百一円五十八銭	
〃	第四十八回	五十億円	百四円二十八銭	
合計		八百三億円		

○農林水産省告示第千八百六号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月七日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）」に改める。

○経済産業省告示第二百二十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月二十二日　　経済産業大臣　大畠　章宏

名称（事業所の名称を含む。）	事業所在地	認定の種類	認定年月日
帝人株式会社 松山事業所南地区	愛媛県松山市西垣生町二千三百四十五番地	認定保安検査実施者	平成二十二年八月二十日
コスモ石油株式会社 千葉製油所	千葉県市原市五井海岸二番地	認定保安検査実施者	平成二十二年九月十四日
徳山ポリプロ株式会社 徳山工場	山口県周南市晴海町一番一号	認定保安検査実施者	平成二十二年九月十四日
株式会社トクヤマ 徳山製造所	山口県周南市御影町一番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十二年九月二十一日
ＪＳＲ株式会社 四日市工場	三重県四日市市川尻町百番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十二年九月二十一日

○環境省告示第六十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく都道府県立自然公園の特別地域を、同法に基づく国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

なお、平成十五年四月環境省告示第五十六号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十五年四月環境省告示第五十九号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十五年九月環境省告示第七十三号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十五年九月環境省告示第九十四号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十五年十月環境省告示第百三号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十五年十一月環境省告示第百二十四号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十六年一月環境省告示第二号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十六年一月環境省告示第五十二号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）、平成十六年九月環境省告示第五十六号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）及び平成十六年十月環境省告示第五十六号（租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件）は、廃止する。

平成二十二年十月二十二日

環境大臣　松本　龍

和歌山県及び鹿児島県の各県立自然公園の特別地域

○環境省告示第六十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に基づく県自然環境保全地域の特別地区を、同法に基づく自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

なお、平成四年十月環境庁告示第八十二号（租税特別措置法に基づき自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受ける都道府県自然環境保全地域の特別地区を認定した件）及び平成五年九月環境庁告示第六十九号（租税特別措置法に基づき自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受ける都道府県自然環境保全地域の特別地区を認定した件）は、廃止する。

平成二十二年十月二十二日

環境大臣　松本　龍

和歌山県及び鹿児島県の各県自然環境保全地域の特別地区

○防衛省告示第百九十九号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令（平成二十二年防衛省令第十五号）第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を次のように定め、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

一　自衛隊の大規模広報施設

施設名	所在地
陸上自衛隊広報センター	東京都練馬区
海上自衛隊佐世保史料館	佐世保市
航空自衛隊浜松広報館	浜松市